

相談室だより 1月号

(No. 139号)

平成21年1月1日発行

熊取療育園 木目言談室

大阪府泉南郡熊取町朝代東4丁目22-12

TEL: 072-453-5917

FAX: 072-452-9151

e-mail: kumatori_room@tea.ocn.ne.jp

消費者被害にご用心

みなさんは、よくわからない買い物や契約で困ったことはありませんか？たとえば…

例1) 突然家に人が来て、「水の検査をします」と言って入ってきた。そして「水が汚れています。浄水器をつけましょう」と言って、頼んでもいないのに浄水器を取り付けた。結局30万円支払う契約をすることになった。

これは、「水が汚れている」と言ってこちらを不安にさせ、浄水器を買う契約を急がせるというものです。こうした訪問販売は、契約して8日間以内なら、その契約を取り消すことができます。(クーリングオフ制度)「しまった」と思ったらすぐに相談してください。

例2) 自分が裁判にかけられたというような内容の葉書が届いた。気になって書いてある番号に電話をかけると、お金を払うように脅された。怖くて電話をき切っても、それから何度も請求の電話がかかってくるようになった。

まず、「何のことかわからない」「身に覚えがない」という葉書について、むやみに書いてあるとおりに電話をかけるはいけません。葉書に限らず、よくわからない郵便物が届いたとき、また、もし電話をかけてしまって困

っているときにも、とにかく一人で悩まずに相談してください。

例3) 携帯電話に知らないところからメールが届き、お金を振り込むように書いてあった。突然のことで何の請求かわからない。

これは「振り込め詐欺」の一つです。まず覚えがない請求なら無視して、お金を振り込まないようにしましょう。こちらから相手にメールを送り返したり、電話をかけてもいけません。困ったら必ず相談してください。

ほかにも、お金をだましとろうとする詐欺がたくさんあります。どんな内容も相談することが大切です。熊取療育園相談室でもかまいませんし、消費生活相談の窓口も紹介しておきますので、参考にしてください。

生活情報フラザ(大阪府消費生活センター)

TEL: 06-6945-0999

受付: 平日の9:00~17:00 (年末年始除く)

(土)は06・4790・8110 (日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会)、(日)は06・6203・

7650 (全国消費生活相談員協会) 対応 (いずれも10:00~16:00)。



新しい一年のスタートですね。よき一年を願い、気持ちリセットしたいと思います。今年もプラス思考で、前向きに頑張るぞー！ (見学)